

障害福祉サービスの自己負担は、法律に定められる1割負担の利用者負担料をいただきます。ただし、所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯